

## 一般健診費用補助請求書

受付年月日	支給決定					年月日	
	常務理事		事務長		担当者	支出科目	保健事業費 疾病予防費
						補助額	円
記号 - 番号	—				事業所名		
受診者氏名					所属部署		
					被保険者との続柄	本人・配偶者・その他( )	
生年月日	昭・平・令 年 月 日生 (受診日 歳)			性別	男 ・ 女		
電話番号 (日中つながる連絡先)					e-mail		
検査料 (領収証の金額)	円				検査年月日	令和 年 月 日	
健診・医療機関名							
必要添付書類 (不足があると補助できません。)	↓ 添付書類が全てそろっているか確認し、□にチェックを入れてください。						
	<input type="checkbox"/> 領収書(原本)				<input type="checkbox"/> 検査結果表のコピー		
<p>令和 年 月 日</p> <p>住友商事健康保険組合理事長</p> <p>上記のとおり補助を請求いたします。</p> <p style="text-align: center;">請求者住所</p> <p style="text-align: center;">被保険者氏名 <span style="float: right;">印</span></p> <p style="text-align: right;">署名する場合、押印を省略可</p>							

### <留意事項>

- 太枠内をご記入の上、郵送で申請してください。メール添付不可。

**申請期限: 受診日から6ヶ月以内に健康保険組合必着※**

※12月以降受診分は、翌年5月末日までに必着

- 35歳以上(本人か配偶者)の人間ドック費用は、この用紙では申請できません。

次ページの「一般健診費用補助制度」を必ずご一読の上、申請してください。

## 一般健診費用補助制度

対象者	35歳未満の被扶養者 35歳未満の被保険者で、会社の以外で定期健康診断を受診した場合※ ※原則、定期健診は会社定健、個人外部受診のいずれか、年度間1回。
補助の対象	医療機関が行う健康診断(全額自費)の受診料
補助回数	年度間(4月～翌年3月)に <b>1回</b> に限る。
補助限度額	<b>10,000円</b> (消費税込)
受診料の支払	医療機関窓口で、全額支払う。 その際、領収書には、受診者名を記名してもらう。
補助申請の期限	<u>受診日から<b>6ヵ月以内</b>(厳守)※</u> ※12月以降受診分は、翌年5月末日までに必着 申請期限を過ぎたものは補助不可とし、全額自己負担とする
補助申請の手続	『 <b>一般健診費用補助請求書</b> 』に、領収書(原本)と検査結果のコピーを添付の上、健保組合に申請する。
必要添付書類①	領収書(原本) ※必ず個人名(健康保険資格の氏名表記)で取得 ※会社名不可
必要添付書類②	検査結果表のコピー

### <補助対象外>

- ・再検査・二次検査の費用
- ・保険診療(マイナ保険証等を提示して3割を自己負担する通常の診療)での受診
- ・脳ドックやがん検診など特定の部位のみの受診や、PET検査、CT検査のみの受診
- ・医師の判断で行う生検や健診後の精密検査や検診など

### <Q&A>

- Q. 35歳未満の一般健診補助対象者ですが、詳しく検査したいので人間ドックを受診しました。費用の補助は受けられませんか？
- A. 「一般健診」として、10,000円までの補助が可能です。  
一般健診費用補助請求書に必要書類を添付して、申請してください。
- Q. 婦人科健診を同時に受診しました。この補助申請はどのようにすればよいですか？
- A. 別途、婦人科健診の補助申請を提出してください。